



令和3年8月18日
内閣府（防災担当）

令和3年7月1日からの大雨による災害にかかる 災害救助法第2条第3項に基づく救助の終了について【第1報】

令和3年7月1日からの大雨による災害に関し、鳥取県は鳥取市において、災害救助法第2条第3項に基づく救助を終了した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	救助終了日	備 考
【鳥取県】 鳥取市 (とっとり)	7月7日	8月16日	災害救助法施行令第1 条第1項第4号適用

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、森戸、柚上、戸倉、山地
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）